

こどもまんなか松江プラン(松江市こども計画)変更箇所についての新旧対照



令和8年3月27日 松江市こども子育て部こども政策課



②就学前の教育・保育を提供する体制の確保

施策	内容	具体的方策
必要量に応じた就学前の教育・保育を提供する体制の確保	各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童数の推移、待機児童数の推移等に基づき、就学前の教育・保育を提供する体制を確保します。	各幼児教育・保育施設を基本として提供体制を確保します。
		保育ニーズには認可保育所及び認定こども園で対応していくことを基本とし、年度途中で生じる待機児童の解消を図るため、認可保育所及び認定こども園の利用定員の弾力化などを継続して実施します。
		年度中途の入所を受け入れるため、あらかじめ保育士を確保する私立保育所に対する支援を行います。
		中学校区ごとに需要と供給のバランスをみて、年齢ごとに必要量に応じた利用定員の確保を図ります。
公立幼稚園の再編	公立幼稚園の再編に取り組みます。	老朽化した子育て関連施設の新築や改修、また、空調設備更新、照明設備のLED化や遊具の新設など機能強化に繋がる環境改善を行います。
		こどもにとって望ましい集団規模で生活できる環境を整えるため、令和4年度に策定した「松江市幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」をもとに、園児数が減少している公立幼稚園の再編に取り組みます。
保育所における特別な支援が必要なこどもの受入れの充実	各認可保育所で特別な支援が必要なこどもの受け入れを行います。	私立保育所等に対し、障がい児保育事業、発達促進保育事業による支援を継続して実施します。
		公立保育所で特別な支援が必要なこどもの受入れを行います。
幼稚園における特別な支援教育の充実	特別支援幼児教室の拡充とともに、幼稚園・幼保園における特別な支援教育の充実を図ります。	特別支援幼児教室の設置、特別支援教育指導員等の配置により、市内全域にわたる支援体制を構築します。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に向けた体制の確保	乳幼児のための新たな通園給付制度である乳児通園支援事業を実施します。	新規 令和8年度からの本格実施に向け、乳児等通園支援事業の提供体制を確保します。

第1章

第2章

第3章

第4章

妊娠期から幼児期まで

基本方針2

第5章

第6章

②就学前の教育・保育を提供する体制の確保

施策	内容	具体的方策
必要量に応じた就学前の教育・保育を提供する体制の確保	各年度における教育・保育の量の見込みや利用児童数の推移、待機児童数の推移等に基づき、就学前の教育・保育を提供する体制を確保します。	各幼児教育・保育施設を基本として提供体制を確保します。
		保育ニーズには認可保育所及び認定こども園で対応していくことを基本とし、年度途中で生じる待機児童の解消を図るため、認可保育所及び認定こども園の利用定員の弾力化などを継続して実施します。
		年度中途の入所を受け入れるため、あらかじめ保育士を確保する私立保育所に対する支援を行います。
		中学校区ごとに需要と供給のバランスをみて、年齢ごとに必要量に応じた利用定員の確保を図ります。
公立幼稚園の再編	公立幼稚園の再編に取り組みます。	老朽化した子育て関連施設の新築や改修、また、空調設備更新、照明設備のLED化や遊具の新設など機能強化に繋がる環境改善を行います。
		こどもにとって望ましい集団規模で生活できる環境を整えるため、令和4年度に策定した「松江市幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」をもとに、園児数が減少している公立幼稚園の再編に取り組みます。
保育所における特別な支援が必要なこどもの受入れの充実	各認可保育所で特別な支援が必要なこどもの受け入れを行います。	私立保育所等に対し、障がい児保育事業、発達促進保育事業による支援を継続して実施します。
		公立保育所で特別な支援が必要なこどもの受入れを行います。
幼稚園における特別な支援教育の充実	特別支援幼児教室の拡充とともに、幼稚園・幼保園における特別な支援教育の充実を図ります。	特別支援幼児教室の設置、特別支援教育指導員等の配置により、市内全域にわたる支援体制を構築します。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に向けた体制の確保	乳幼児のための新たな通園給付制度である乳児通園支援事業を実施します。	新規 令和8年度からの本格実施に向け、乳児等通園支援事業の提供体制を確保します。
		新規 乳児等通園支援事業の利用終了後、教育・保育施設の利用への移行を支援するため、満3歳児クラスの活用など、情報提供・情報共有ができる体制を整備します。

第1章

第2章

第3章

第4章

妊娠期から幼児期まで

基本方針2

第5章

第6章

乳児等通園支援事業の本格実施にあたり、「乳児等通園支援事業の終了後の教育・保育施設の利用への円滑な移行のための取組」について、新たにこども計画への必須記載事項となったため、具体的方策を追加。



第5章 「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制

第5章 「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制

1 提供区域の設定について

就学前の教育・保育、および地域子育て支援事業は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育および子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて提供区域を設定することとなっています。

本市においては、各事業の利用状況や各施設の整備状況及び中学校区を一つの学園(区域)として推進する本市小中一貫教育を見据えた幼保小の連携などを総合的に勘案し、令和4年度より下記の通り設定しています。

事業名		事業概要	提供区域の設定
教育・保育	①就学前の教育・保育の提供	教育・保育(幼児教育・保育施設等への入所)を必要とする子どもを受け入れることができるよう定員を確保します。	中学校区
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	【利用者支援事業基本型、特定型、こども家庭センター型】 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	市全域
		【妊婦等包括相談支援事業型】 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	市全域
	②延長保育事業	認可保育所等において、通常の利用時間以外に保育を実施します。	中学校区
	③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が放課後に過ごすための適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	中学校区
	④子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病や育児疲れ、出張などのためこどもの養育ができない場合、一時的に子どもを預かります。	市全域
	⑤乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	市全域
	⑥養育支援訪問事業	特に支援が必要と思われる家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行います。	市全域

1 提供区域の設定について

就学前の教育・保育、および地域子育て支援事業は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育および子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて提供区域を設定することとなっています。

本市においては、各事業の利用状況や各施設の整備状況及び中学校区を一つの学園(区域)として推進する本市小中一貫教育を見据えた幼保小の連携などを総合的に勘案し、令和4年度より下記の通り設定しています。

事業名		事業概要	提供区域の設定
教育・保育	①就学前の教育・保育の提供	教育・保育(幼児教育・保育施設等への入所)を必要とする子どもを受け入れることができるよう定員を確保します。	中学校区
	②乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0~2歳で保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で利用できる新たな制度です。	市全域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	【利用者支援事業基本型、特定型、こども家庭センター型】 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	市全域
		【妊婦等包括相談支援事業型】 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	市全域
	②延長保育事業	認可保育所等において、通常の利用時間以外に保育を実施します。	中学校区
	③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が放課後に過ごすための適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	市全域
	④子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病や育児疲れ、出張などのためこどもの養育ができない場合、一時的に子どもを預かります。	市全域
	⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)	乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	市全域

地域子ども・子育て支援事業の中に記載されていた⑤乳児等通園支援事業を削除し、就学前の教育・保育の②に位置づけ。
また、他事業に倣って、事業名に(通称)を追記。

他事業に倣って、(通称)を追記。

(現行)



第5章 「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制

事業名	事業概要	提供区域の設定	
地域子ども・子育て支援事業	⑭妊婦に対する健康診査	妊婦の健康保持・増進のため、健康診査を実施します。	市全域
	⑮乳児等通園支援事業	0～2歳で保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で利用できる新たな制度です。(こども誰でも通園制度)	市全域
	⑯産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。	市全域
	⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化や連携強化を図る取組を実施します。	市全域
	⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築します。	市全域

(変更案)



第5章 「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制

事業名	事業概要	提供区域の設定	
地域子ども・子育て支援事業	⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学後))	育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者を会員組織化し、保育所、学童保育後の預かりや、保育所、小学校等の休みの預かり援助等の相互援助を行う(その内、就学後のこどもに対する支援部分)。	市全域
	⑭妊婦に対する健康診査	妊婦の健康保持・増進のため、健康診査を実施します。	市全域
	⑮産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。	市全域
	⑯子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化や連携強化を図る取組を実施します。	市全域
	⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築します。	市全域

⑮乳児等通園支援事業を削除したことによる、番号の修正。



2 量の見込みと提供体制の確保方策について

(1)教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期

①就学前の教育・保育の提供<<市全域>>

Table with columns for region (市全域), quantity outlook (量の見込み), and assurance measures (確保方策) for fiscal years 2025 and 2026. It details various childcare and education facilities like kindergartens, nurseries, and family care services.

- *1 新制度へ移行する認可幼稚園
*2 新制度へ移行しない認可幼稚園
*3 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿(確保策)として位置づけ可能
*4 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設
*5 幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿(確保策)として位置づけ可能
*6 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0~2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能



2 量の見込みと提供体制の確保方策について

(1)教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期

①就学前の教育・保育の提供<<市全域>>

Table with columns for region (市全域), quantity outlook (量の見込み), and assurance measures (確保方策) for fiscal years 2025 and 2026. It details various childcare and education facilities, including a new category for limited small-scale childcare.

※教育・保育の量の見込みには「満三歳以上限定小規模保育」に係る必要利用定員総数(0)を含む

- *1 新制度へ移行する認可幼稚園
*2 新制度へ移行しない認可幼稚園
*3 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿(確保策)として位置づけ可能
*4 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設
*5 幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿(確保策)として位置づけ可能
*6 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0~2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

児童福祉法等の一部を改正する法律による満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、市町村子ども計画に包括される子ども・子育て支援事業計画において、本事業についても必要利用定員数を定める必要が生じたことによる追記。(本市において対象施設は現時点で無し。)

(現行)

(変更案)



第5章 「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制



第5章 「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制

⑭妊婦に対する健康診査

妊婦の健康保持・増進のため、健康診査を実施します。

[単位：人、回]

Table with 7 columns: 区域名, 量の見込み・確保方策, 令和7年度(2025年度), 令和8年度(2026年度), 令和9年度(2027年度), 令和10年度(2028年度), 令和11年度(2029年度). Rows include 量の見込み (対象者, 健診回数) and 確保方策 (実施場所, 実施体制, 検査項目, 実施時期).

⑮乳児等通園支援事業

0～2歳で保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で利用できる新たな制度です。(こども誰でも通園制度)

[単位：人日]

Table with 7 columns: 区域名, 量の見込み・確保方策, 令和7年度(2025年度), 令和8年度(2026年度), 令和9年度(2027年度), 令和10年度(2028年度), 令和11年度(2029年度). Rows include 量の見込み (0歳児, 1歳児, 2歳児, ①合計) and 確保方策 (0歳児, 1歳児, 2歳児, ②合計, ③過不足).

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制

第6章

②乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) <<市全域>>

0～2歳で保育所等に通っていない乳幼児が時間単位で利用できる新たな制度です。

[単位：人日]

Table with 7 columns: 区域名, 量の見込み・確保方策, 令和7年度(2025年度), 令和8年度(2026年度), 令和9年度(2027年度), 令和10年度(2028年度), 令和11年度(2029年度). Rows include 量の見込み (0歳児, 1歳児, 2歳児, ①合計) and 確保方策 (0歳児, 1歳児, 2歳児, ①合計, ③過不足).

①掲載箇所の移動 P.142から削除し、P.119(仮)に掲載。

②数値の修正 ※現行 → 国の示す計算式からそのまま算出。 変更案 → 国の示す計算式に加え、先行実施の自治体の実績等を参考に、松江市の自治体規模に合わせた市独自の数値を掛け合わせて算出。